

広島県告示八百六十六号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第五十二条の規定によって、次のとおり報告を求める。

なお、平成十七年広島県告示千二百号（家畜伝染病予防法の規定による報告の徴収）は、廃止する。

平成二十年十月二十七日

広島県知事 藤 田 雄 山

- 一 実施の目的
 - 高病原性鳥インフルエンザのまん延防止のため
- 二 報告すべき者
 - 飼養羽数百羽以上の鶏、あひる、うずら及び七面鳥の農場の所有者
- 三 報告すべき事項
 - 1 飼養羽数
 - 2 死亡羽数
 - 3 その他産卵率の推移を含む健康状態、防鳥ネットの破損等の飼養衛生管理の異常及び死亡率の変動等についての特記事項
- 四 報告書の提出期限

各農場の月ごとにおける各週の三の状況を翌月の十日までに報告する。
ただし、高病原性鳥インフルエンザの可能性を否定できない事態が生じた場合は直ちに報告する。
- 五 報告書の提出方法

別記様式に記入し、ファクシミリ又は郵送で報告する。
- 六 その他必要事項
 - 1 本告示が適用される期間は、別に通知するまでの間とする。
 - 2 提出先は、次の表のうち住所地を所管する広島県家畜保健衛生所とする。

家畜保健衛生所名	所在地	電話番号及びファクシミリ番号
広島県芸北家畜保健衛生所	〒七三二―〇二二― 広島市安佐北区可部四丁目 二―一	TEL (〇八二) 八一四―三一八一 FAX (〇八二) 八一四―三六〇四
広島県東広島家畜保健衛生所	〒七三九―〇〇一― 東広島市西条御条町一―一五	TEL (〇八二) 四二三―二四四一 FAX (〇八二) 四二四―一八二六
広島県福山家畜保健衛生所	〒七二九―三四二― 府中市上下町深江三九六―一	TEL (〇八四七) 六二―四二二三 FAX (〇八四七) 六二―三九七九
広島県備北家畜保健衛生所	〒七二七―〇〇一― 庄原市東本町二丁目四―一	TEL (〇八二四) 七二―二〇一五 FAX (〇八二四) 七二―七三三四

(別記様式)

家畜保健衛生所長 様
(FAX: - - - , TEL: - - -)

(飼養者から家畜保健衛生所)

死亡状況届出様式

平成 年 月 分

農場名	連絡先 FAX TEL		備考
	内容	備考	
第1週 月 日(月)～月 日(日)	飼養羽数	羽	
	死亡羽数	羽	
第2週 月 日(月)～月 日(日)	飼養羽数	羽	
	死亡羽数	羽	
第3週 月 日(月)～月 日(日)	飼養羽数	羽	
	死亡羽数	羽	
第4週 月 日(月)～月 日(日)	飼養羽数	羽	
	死亡羽数	羽	
第5週 月 日(月)～月 日(日)	飼養羽数	羽	
	死亡羽数	羽	
合計	死亡羽数	羽	

※1 飼養羽数の備考の欄には、月ごと又は週ごとの産卵率の低下等の健康状態について、異常及び防鳥ネットの破損等の飼養衛生管理の異常等を記載すること。

※2 死亡羽数の備考の欄には、通常の死亡率と比較して変動が認められるか、死亡日齢、発生鶏舎等に偏りが認められるか等についての特記事項を記載すること。